

# 神戸大学附属小学校 いじめ防止基本方針

※この規定は、いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、本校におけるいじめ防止等のための基本的な方針 を定めたものです。

## 1 「学校いじめ防止基本方針」策定の意義

本校は、神戸大学の附属学校として大学の教育理念を踏まえ、国際的視野を持ち未来を切り拓くグローバルキャリア人としての基本的な資質の育成をめざした教育を推進しています。

その教育目標を達成する過程において、全ての児童が安心して学習し、実りある学校生活を送ることができる環境を整えることは学校の責務です。そのため、本校では、この「学校いじめ防止基本方針」を定めることにより、いじめを未然に防止し、いじめを認知した場合は適切かつ早急に対応できる環境の構築をめざします。

## 2 いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その児童の心身の健全な成長及び人格の形成を阻害し、ひいてはその児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれを伴います。また、いじめが助長される環境においては、いじめを受けた児童の尊厳を保持することができず、本校のめざす教育目標の達成は不可能です。我々全教職員は、この点に留意し、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を共有することによって、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) ケアチームの位置づけ

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長直属の組織としてケアチームを設置します。またケアチームでの内容は全教職員が情報共有できるように、職員会議で報告します。

### (2) ケアチームの構成

副校長、主幹教諭、指導教諭、学級担任・学年団、養護教諭、専科教員、生徒指導担当、SC

⇄SV (スーパーバイザー) 神戸大学山根先生 (報告相談)

尚、問題や状況に応じて構成メンバーを拡大・縮小し、メンバー決定を管理職が行う。

### (3) ケアチームの業務

関係機関との連携、全体計画の策定、各種マニュアル整備、研修企画・運営、記録の作成・管理等

## 4 いじめの未然防止に対する日常の取組

(1) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るため本校では以下の取組を行います。

### ア わかる授業の実践

関心意欲を大切にしながら、誰もが見通しをもち、児童同士の対話を重視した学習等を実施し、児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努め、同時に児童相互の価値を尊重する授業をめざします。

### イ 学校行事の充実

宿泊活動、スポーツデーなどの表現活動等を通じて、他者との関わり方を学び、コミュニケーション能力を育成する活動の充実を図ります。

### ウ 学級経営・道徳教育の充実

学級活動や道徳の時間の中で、互いのよさを見つけたり、考え方の違いに気づかせたりする活動を体系的・計画的に取り入れることによって児童の自己有用感や自尊感情を育みます。

### エ 情報モラル教育

授業を通じて児童の情報モラル教育を推進します。授業中に情報関係機器を多用しながら、情報モラルの向上に努めます。また保護者への啓発も行ないます。

## 5 いじめの早期発見に対する取組

### (1) 相談しやすい環境づくり

- ・ささいな兆候であっても、いじめではないか疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢を持ちます。
- ・教員一人一人がいじめに対する本校の基本的な考え方を理解し、日頃から授業等で児童の行動、心情及び家庭状況等に注意を払うとともに、定期的にいじめ調査アンケートを実施します。
- ・教員のみならず、スクールカウンセラー、メンタルフレンドを活用し、日頃から授業等での児童の様子を観察し、記録を集積します。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談を実施します。必要ならば外部の専門家の助言を受け対応します。

### (2) 家庭や学校周辺の地域との連携

- ・本校のいじめ防止基本方針等について保護者へ通知し、学校の取組の理解を努めます。
- ・家庭や学校周辺の地域の気づきと教職員の気づきが相互に共有できるよう、情報交換を密にします。

### (3) 関係機関との連携

- ・家庭の要因等の支援では、必要に応じ各地域の教育委員会、児童支援に関わる事業所と連携を図ります。
- ・特別な配慮が必要な児童について、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校間での情報交換を行います。
- ・小学校の指導内容等については、中学校(中等教育学校)と情報交換を行い、一貫した指導体制を確立します。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- (イ) 児童が自殺を企図した場合
- (ロ) 身体に重大な障害を負った場合
- (ハ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (ニ) 精神性の疾患を発症した場合等

イ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間(年間 30 日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ウ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

### (2) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、従来の対応に加え、理事・副学長を議長とする対策会議(大学)を開催し、事態の内容や必要性に応じて、神戸大学の専門家や、外部の関係機関と連携して詳細な調査と適切な対応策を協議するとともに、神戸大学長を通じて文部科学大臣に報告します。

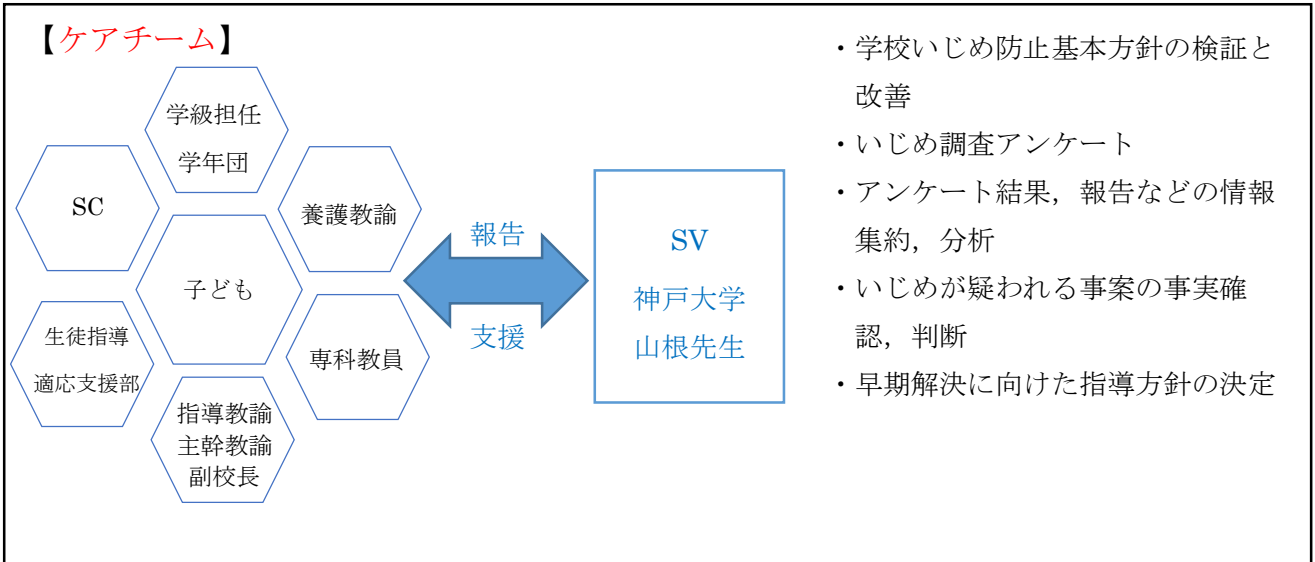
### 【参考】いじめ防止対策推進法第2条第1項(定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《日常の支援体制組織》

**【管理職】**

- ・学校いじめ防止基本方針の具現化
- ・いじめを許さない姿勢
- ・保護者，地域との連携
- ・風通しのよい職場環境の整備



**【職員会議】**

＜構成員＞  
全教員

- ・情報の共有
- ・指導方針の共有
- ・職員研修の実施
- ・いじめ調査アンケート実施



**【早期発見に向けて】**

- 情報の収集
  - ・教職員の観察による気づき
  - ・養護教諭，スクールカウンセラーとの連携
  - ・児童，保護者，地域との連携
  - ・いじめ調査アンケートの実施
  - ・生活実態
  - ・定期的な面談の実施（児童・保護者）
- 相談体制の確立
  - ・相談窓口の設置・周知
  - ・スクールカウンセラーの活用
- 情報の共有
  - ・教職員間の情報共有の徹底
  - ・管理職への報告の徹底
  - ・要配慮児童の実態把握
  - ・次年度への申し送り

《個に応じたいじめ対応・ケアチーム組織図》

